

平成23年9月4日

日本少額短期保険協会 会長 殿

財務省東海財務局津財務事務所長 沼澤 清美

台風12号による災害に対する金融上の措置について

今回の台風12号により災害救助法が適用された三重県熊野市、南牟婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずることを要請します。

1. 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
3. 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
4. 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

以上

(本件に関する照会先)  
東海財務局津財務事務所理財課  
059-225-7223

平成 23 年 9 月 4 日

日本少額短期保険協会 会長 殿

財務省中国財務局長 村中 健一

台風 1 2 号災害に対する金融上の措置について

今回の台風 1 2 号により災害救助法が適用された鳥取県東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

1. 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
3. 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
4. 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

以 上

店頭掲示例 (保険会社・保険業者向け)

## 災害お見舞い

被災地の皆様に哀心から  
お見舞い申し上げます。

---

保険ご契約者で  
被災された方々へ

---

このたびの台風12号に伴う災害により災害救助法が適用された地域の被災  
ご契約者の方には、保険金等のお支払いについて迅速にお取扱いをいたします。

また、お申し出があれば保険料のお払込について、猶予期間を延長する特別の  
お取扱いをいたします。

平成 年 月 日